

平成15年(行コ)第34号

控訴人 核燃料サイクル開発機構
被控訴人 兼 松 秀 代

平成15年10月29日

被控訴人代理人弁護士 新 海 聡

名古屋高等裁判所 民事3部 御中

控訴準備書面

控訴人の平成15年10月28日付第1準備書面に対する認否を行う。

記

- 1, 第1(不開示部分と開示部分との識別について)に対する認否争う。

「他の行政処分との識別可能性」の意味について控訴人は単に「ある行政処分がなされた場合に、その処分内容が他の行政処分との混同を来さないこと」で足りるとする。そうであるとすれば、要するに、控訴人の見解は、当該処分の内容を客観的にみて理解できるかどうか、という観点を一切考慮しないことに帰着する。

しかし、行政処分は行政主体の意思表示である以上、客観的な観点(原審が定立した基準を相当と考える)からみて、意思表示の内容が理解できない場合には、意思表示としては成立しないことは意思表示の一般論からみても疑義はない筈である。

よって、このような内容不特定の行政主体の意思表示(行政処分)が、違法となることは明らかである。

- 2 第2に対する認否争う。

行政処分の特定の問題と「定性的要素を利用することが許されているかどうか」という問題とを混同した主張であって、合理性は全くない。

- 3 第3, 第4に対する認否争う。

以上